IIMAの目 公益財団法人 国際通貨研究所 一言imaニ

2019年8月22日

銀行店舗の減少と金融サービスの維持 ~ 英国における議論

公益財団法人 国際通貨研究所経済調査部 主任研究員 矢口 満

我が国の銀行業界では、主に低金利による収益力低迷に伴い、地方銀行を中心に不採 算店舗の閉鎖が今後本格化する可能性がある。その際、当該地域における金融サービス の提供をいかに維持するかが、大きな課題になると予想される。

実は銀行店舗の閉鎖は、我が国に限った現象ではない。英国では、支払い手段としての小切手の利用縮小もあって銀行店舗数の減少が顕著に進んでおり¹、本年 5 月に下院の財務委員会がその影響と対応策に関する報告書²(提言を含む)を公表した。これを受けて政府も 7 月に回答書³を示している。そこで以下では、今後の我が国にとっての参考として、英国におけるこれらの議論を紹介したい。

かねてより英国では、過疎地域や貧困地域を中心に人々が金融サービスにアクセスできなくなる「金融排除」が問題視されてきた。2016 年 5 月には上院に特別委員会が設置され、報告書が 2017 年 3 月に公表された。この報告書には、担当大臣の新設や金融監督当局(FCA)への対応義務付けなどに加え、銀行店舗数の減少への対応策として、金融サービスにアクセス可能な実店舗を持つ郵便局5の役割拡大についても提言が盛り込まれた。もっとも、その提言内容は、郵便局で金融サービスを受けられることの国民への周知、および郵便局員に対する金融商品教育の実施にとどまっていた。

こうしたなか、銀行店舗数の減少に強い問題意識のある下院財務委員会は、その影響と対応策に関して昨年 10 月から 5 回にわたり公聴会を開き、本年 5 月に踏み込んだ内容の報告書を公表した。すなわち、まず、インターネット・バンキングやモバイル・バ

^{1 1988}年の 20,583 店舗から 2017年には 9,690店舗へと半減以下になっている。

² HOUSE OF COMMONS Treasury Committee, "Consumers' access to financial services", Twenty-Ninth Report of Session 2017–19, HC 1642, May 13, 2019

³ HOUSE OF COMMONS Treasury Committee, "Consumers' access to financial services: Government Response to the Committee's Twenty-Ninth Report", Twenty-Ninth Report of Session 2017–19, HC 2530, July 11, 2019

⁴ HOUSE OF LORDS Select Committee on Financial Exclusion, "Tackling financial Exclusion: A country that works for everyone?", Report of Session 2016-17, Mar. 25, 2017

⁵ 英国の郵便局は、民間金融機関の販売代理店という立場であり、銀行口座の開設を含む金融商品・金融 サービスの提供を行っている。

ンキングが発達しても、高齢者等に配慮すれば対面サービスを残すべきとしたうえで、 民間任せでは店舗の閉鎖傾向が変わらない以上、政府や FCA が介入し、実店舗を残す よう銀行に強制する必要があるという総論が示された。そのうえで、具体的な対応策と して、以下に詳述するような郵便局の店舗網の活用が提案された。

まず、郵便局による金融サービスの現状については、基本的なサービス提供はできているが、銀行店舗を代替可能なレベルではなく、補完的な役割を果たしているに過ぎないとした。その理由は、①郵便局員が銀行業務に精通していない、②Direct Debit(公共料金などの自動口座引き落とし)の設定が郵便局の窓口では不可能⁶、③多くの郵便局の店舗内レイアウトでは銀行業務に必要なプライバシー保護が不十分、などである。

そして、小さな町や農村部で銀行の最後の1店舗が閉鎖されてしまう場合の対応策として、その銀行が地元の郵便局の中に、銀行店舗並みの金融サービスの提供可能な「銀行ハブ (banking hubs)」を設置することが提案された。この「銀行ハブ」は、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) および財務省の合意の下で、適切に設置されるべきとされた⁷。さらに、BEIS に対して、財務省と合意すべき規定の内容、「銀行ハブ」1つ当たりのコストの試算値、そして民間銀行によるコスト負担の方法について、速やかに検討するように求めた。

こうした踏み込んだ提案に対し、政府は7月公表の回答書にて、政府が民間銀行の商業ベースの意思決定に介入することは不適切であると、正面から反対した。英国では2017年1月から、民間銀行と郵便局の合意 (Banking Framework と呼ばれる)に基づき、郵便局以外で開設した民間銀行口座についても、基本サービス (預金の引き出し・預け入れ、小切手受け入れ、残高照会)が郵便局の窓口にて無料で利用可能である⁸。政府はこうした商業ベースの業務提携を支持し、そこには介入しないと主張している。

以上のように、下院財務委員会の提案と政府の回答は対立している。財務委員会が郵便局の現在提供する金融サービスが不十分な点を問題視しているのに対し、政府はBanking Framework を含む現状のサービスで十分とみている模様である。ただし、興味深いことに、郵便局の店舗網を活用するという点について、両者の考え方は一致している。我が国と異なり、英国では郵便局に金融のユニバーサルサービス(全国どこでも当該サービスを一律に受けられること)が義務付けられていない。にもかかわらず、実態的には郵便局が「金融排除」是正に向けた切り札とみなされているようにうかがわれる。

英国におけるこうした考え方は、我が国での将来的な課題解決に際して、一つの参考になるかもしれない。

以上

⁶ 専用窓口へ電話するか、インターネットで手続きをする必要がある。

⁽https://www.postoffice.co.uk/broadband-phone/billing-and-payment)

⁷ また、郵便局長は「銀行ハブ」を適切に稼働させるよう訓練を受けるとともに、設備の提供と報酬の支払いを受ける必要があるとされた。

⁸ Banking Framework は個人顧客の 99%、法人顧客の 75% (小規模企業) をカバーするとされる。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかでしては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作転載する場合は出所を明記してください。	ハ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情 ありません。内容は予告なしに変更することがあり